

## 第4回障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会における主な意見①（令和3年3月12日開催）

**（全般）**

- 雇用・福祉施策の連携強化のための検討会であるため、雇用・福祉で縦割りにならないように、どのように進めるのか、雇用・福祉の間で取り組むべき課題を中心に議論いただきたい。
- 雇用・福祉施策の連携した取組になると、制度がどうしても複雑になる。令和2年10月から開始された重度障害者等就労支援特別事業も複雑で、使いにくい。それらを克服するために、こういった連携の在り方があるのか十分検討し、利用しやすい制度を作り出すようお願いしたい。また、就労している障害者に対しては企業支援と就労している障害者の直接支援をどう組み合わせるかが重要になってくる。これらを意識しながら雇用促進、安定した就労に結びつくための制度を検討してもらいたい。
- 「障害のある人もない人も共に働く社会」を目指すべきであり、そのために雇用と福祉の連携は必要。その上で、枠組みとして複雑になりすぎないように、例えば障害者雇用の取組のない企業でも利用できるような制度の検討を進めて頂きたい。
- 全ての人が共に働く社会を実現するために、雇用と福祉の間を円滑に移行できるようにし、可能な限り一般就労に移行していく流れをどのように強めていくのか、ということ念頭に議論を進める必要がある。
- 就労継続支援A型・B型の利用者が一般企業等への就労移行が進まないために、新たな利用者の受け入れが進まないという問題があり、その点の問題について分析いただきたい。また、本人支援だけでは就労や福祉サービスの利用が進まないことがあり、家族支援が必要なケースが多いが、そのためには市町村の保健福祉部局が重要になり、その点についてもふれて頂きたい。
- 公務部門で勤務している障害者の支援が十分でないという実感がある。何ら制度設計の工夫をする余地があるのではないかと。

**（一般就労と就労継続支援との関係）**

- 障害のある当事者を中心に考えた時には就労継続支援から一般就労への移行にあっては切れ目のない支援が重要である。精神障害者の場合は環境変化の影響が大きいので、一般就労中の就労継続支援の併用については前向きに検討されたい。
- 企業等で就労中であるが新型コロナの影響で一時的に自宅待機になった場合等、期間を区切った就労継続支援の利用も必要ではないかと考えている。緩やかな制度を越えた利用の仕方を期待したい。
- 特別支援学校の卒業生等が就職した場合、短時間のアルバイトなどで働きながら、さらに支援を受けて力をつけながら安定した就労につなげていくことが必要ではないかと感じている。
- 一般就労であれば安定した雇用ということがまず第一であるため、一般就労と就労継続事業の関係については、労災の適用など、留意する必要がある。

### （定着支援や障害者就業・生活支援センター）

- 就労定着支援の利用者が障害福祉サービスの利用者に限られており、特別支援学校やハローワークから就職した人について利用できないことに問題がある。
- 障害者就業・生活支援センターについて地域の実情によって求められる役割が異なるところがあるが、改めてその役割を再確認していく必要がある。
- 障害者就業・生活支援センターについて位置づけが明確になっていないという課題がある。雇用と福祉が連携した上で、その役割を明確にしていくことが重要である。

### （その他雇用・福祉施策の連携）

- 通勤・職場等における支援の在り方について、新たな取り組みの一つとしてパーソナルアシスタンス制度について情報収集して活用できないか検討してもらいたい。
- 知的障害者の特性に配慮した職場内のコミュニケーション支援などに未だ不足があるため、アセスメントを活用した支援機関による助言・指導等に期待している。

### （キャリアトランジションへの対応）

- 加齢などにより就労が困難になった人の福祉サービスへの円滑な移行、少しずつ福祉サービスの利用を増やしていくことの工夫をどうするか考えてほしい。

### （他分野との連携について）

- 在学中から卒業後までの長いバトンゾーンを作って地域に移行する取組を各学校で進めているが、学校主体として進められることが多いため、移行をスムーズにするためには、支援機関に学校の取組について理解を促すとともに、関係者で基本的なシステムを作った上で、実態に応じて活用できるようにしてはどうか。
- 教育との連携は社会で活躍する人を学校から送り出すという点では重要である。
- 職業能力開発施設がもっているノウハウを障害福祉サービスにいかせる仕組みを検討してほしい。

※ 第4回障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会で頂いたご意見を事務局において整理したもの